

令和5年度政府文書における関係の記載について

○経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日閣議決定）抄

第4章 中長期の経済財政運営

2. 持続可能な社会保障制度の構築

（社会保障分野における経済・財政一体改革の強化・推進）

医療・介護サービスの提供体制については、今後の高齢者人口の更なる増加と人口減少に対応し、限りある資源を有効に活用しながら質の高い医療介護サービスを必要に応じて受けることのできる体制を確保する観点から、医療の機能分化と連携の更なる推進、医療・介護人材の確保・育成、働き方改革、医療・介護ニーズの変化やデジタル技術の著しい進展に対応した改革を早期に進める必要がある。このため、1人当たり医療費の地域差半減に向けて、都道府県が地域の実情に応じて地域差がある医療への対応などの医療費適正化に取り組み、引き続き都道府県の責務の明確化等に関し必要な法制上の措置を含め地域医療構想を推進するとともに、都道府県のガバナンス強化、かかりつけ医機能が発揮される制度整備の実効性を伴う着実な推進、地域医療連携推進法人制度の有効活用、地域で安全に分娩できる周産期医療の確保、ドクターヘリの推進、救急医療体制の確保、訪問看護の推進、医療法人等の経営情報に関する全国的なデータベースの構築を図る。実効性のある医師偏在対策、医療専門職のタスク・シフト/シェア、薬局薬剤師の対人業務の充実、対物業務の効率化、地域における他職種の連携等を推進する。その中で、医師が不足する地域への大学病院からの医師の派遣の継続を推進する。また、関係者・関係機関の更なる対応により、リフィル処方の活用を進める。

5. 経済社会の活力を支える教育・研究活動の推進

（研究の質を高める仕組みの構築等）

官民連携による持続可能な経済社会の実現に向け、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」及び分野別戦略等を着実に実行する。破壊的イノベーションの創出に向け、林立・複雑化した研究資金を不断に見直しつつ、基礎研究や、初期の失敗を許容し長期に成果を求める研究開発助成制度を、ステージゲート等の評価を着実にを行いながら、更に充実・推進する。教育・研究・ガバナンスの一体的改革を推進し、改革インセンティブとなる大学へのメリハリある重点配分と不断の検証や大学運営業務の合理化等を通じ、若手研究者やテニユアトラックの増加等につなげる。研究の質や生産性の向上を目指し、国際性向上や人材の円滑な移動の促進、大型研究施設の官民共同の仕組み等による戦略的な整備・活用・高度化の推進、情報インフラの活用を含む研究DXの推進、大学病院の教育・研究・診療機能の質の担保を含む勤務する医師の働き方改革の推進等を図る。研究開発成果の社会実装と国際市場獲得のため、標準活用戦略を加速する。（略）

○成長戦略等のフォローアップ（令和5年6月16日閣議決定）抄

（医療・介護現場の組織改革等）

- ・2024年4月の医師の時間外労働の上限規制導入に向けて、大学・大学病院でのより効率的で質の高い臨床教育・研究の取組事例の収集と横展開を行う。あわせて、教育や研究を支援する人材の確保等を支援する。
- ・2022年度に改訂された「医学教育モデル・コア・カリキュラム」に基づき、大学の自主性・自律性を尊重しつつ、大学医学部での医学教育の充実に向けた環境整備を支援する。新しい資本主義実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

○教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）抄

IV. 今後5年間の教育政策の目標と基本施策

（目標、基本施策及び指標）

目標5 イノベーションを担う人材育成

【基本施策】

○大学・専門学校等における専門人材育成

- ・医師の働き方改革や医療DXに向けて、医療人材養成の中核的機関である大学・附属病院における高度先進医療や地域医療などの課題や社会的ニーズを踏まえた教育研究拠点等の形成を支援し、質の高い医療人材の養成機能を強化する。特に、地域医療、感染症、がん医療など社会的要請の強い分野について、専門性の高い医療人材の養成に取り組む。